

諮問実施機関：水俣病審査課

諮問日：令和5年（2023年）1月23日（諮問第222号）

答申日：令和6年（2024年）1月30日（答申情第180号）

事案名：審査請求人に対する回答において水俣病審査課長が引用したとされる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対する回答において水俣病審査課長が引用したとされる文書等について、令和4年（2022年）1月14日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和4年（2022年）10月18日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和3年（2021年）9月22日付け熊本県情報公開・個人情報保護審議会答申第168号において、熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容の判断等が分かる文書に関して、実施機関は、「平成18年8月14日付け熊本県水俣病対策課長の回答を引用したものであり、当該回答を説明するような文書は作成していない」とした。

- （1）水俣病審査課長が引用した、水俣病対策課長の回答とされる文書。（以下「文書①」という。）
- （2）水俣病対策課長が引用した医学書。（以下「文書②」という。）
- （3）（2）の医学書で、「人格」との文言が分かる箇所のある文書。（以下「文書③」という。）
- （4）水俣病審査課長からの回答には、「人格」の意味として「不安感や緊張感といった要因及びその影響の受けやすさを表現したもの」と記載されていた。被検者の「不安感や緊張感」が、視野検査にどのような影響を及ぼすのか。この影響が分かる文書。（以下「文書④」という。）
- （5）熊本県知事名で公害健康被害補償不服審査会第12部審査長へ報告したとされる「回答書」（平成18年6月7日付け水俣対第155号）（以下

「回答書」という。)に記載されていた「環境、人格等機能的要因」は、どのような医学書から引用したものなのか。この医学書。(以下「文書⑤」という。)

(6) (5)の医学書で、「人格等」との文言が分かる箇所の文書。(以下「文書⑥」という。)

- 2 令和4年(2022年)11月14日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を確認し、本件開示請求に関する行政文書について、文書①は保存年限満了による廃棄、文書②から文書⑥までは、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 令和4年(2022年)12月16日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 令和5年(2023年)1月23日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「当審議会」という。)に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定に係る処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関がいう「文書①は保存年限満了による廃棄のため。」とのことでは、実際に水俣病対策課長の回答とされる文書が廃棄されたのかどうか、審査請求人には分からないものである。なぜならば、同機関は当該文書に関する廃棄日を示していないからである。

このことから、文書①は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 審査請求人に対する回答が、水俣病対策課長の回答とされる文書を引用したものならば、当該回答を引用した文書がなければ、水俣病審査課長は回答することはできなかったものである。

このことから、文書②及び文書③は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

(3) 熊本県が、熊本県知事名で公害被害補償不服審査会第12部審査長に回答とされる報告書(水俣対第155号 平成18年6月7日)を提出できたのは、「人格」との表現を記載するに当たって、当該報告書を作成した担当者は当該表現を医学書から引用することができたからである。

このことから、文書⑤及び文書⑥は存在したはずなので、これを特定し開示することを求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

開示請求のあった文書①から文書⑥までのうち、文書①は保存年限満了による廃棄のため、また、文書②から文書⑥は存在しないため、不存在による不開示決定を行った。

#### 第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件不開示決定の妥当性について

##### (1) 文書①から文書③までについて

ア 当審議会において、実施機関に対し、文書①について、当該文書を保存していた行政文書ファイル(紙簿冊及び電子簿冊いずれも含む。)の名称、保存期間及び廃棄時期について確認したところ、既に簿冊が存在していないため、正確な簿冊名、保存期間及び廃棄時期は分からないとのことであった。

また、当該文書の性質及び文書作成当時における文書管理の方法を踏まえると、保存期間は1年から5年の間であったと推定されるとのことであった。

そこで、実施機関に対し、廃棄時期が不明なのであれば、現存する可能性がないのかについて確認したところ、実施機関が管理する全ての書庫を探索し、当時の関係する簿冊及び書類がないことを確認したとのことであった。

さらに、当時の水俣病対策課長が、文書①を作成するに当たって、何らかの医学書を引用した事実はあるのか、また、その事実がある場合、当該医学書に「人格」との文言が分かる箇所があるのかについて確認したところ、当時の水俣病対策課長が文書①を作成した際に、何らかの医学書を引用した事実は確認できないとのことであった。

イ 実施機関の説明からは、文書①の明確な廃棄時期を特定することは困難であるが、当該文書の保存期間が5年以内と推定されるとの説明に加え、地下書庫等を探索し、関係する簿冊及び書類が残っていないことを現認している

ことからすれば、文書①を保有していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

また、実施機関において、文書①を作成した際に何らかの医学書を引用した事実が確認できないとしている以上、文書②及び文書③に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯し得る。

## (2) 文書④について

ア 当審議会において、実施機関に対し、文書④に係る被検者の「不安感や緊張感」といった判断を視野検査及び水俣病認定手続の中で行っているのかについて確認したところ、次のとおりであった。

例えば、視野が極めて狭いという検査結果が出ているのに、普段自動車の運転には何の支障も起きていないというような、検査結果と被検者の行動との間に乖離が認められる場合、医師による検診や認定審査の際に「不安感や緊張感」のような心因的な影響も原因の一つとして考慮されることがある。

検査時に作成するカルテには、検査数値に加え、検査医が気付いた点について「視野が狭く出ているが日常生活上の支障なし」や「特に事情なし」等の特記事項を付記することはあるが、その時点で「不安感や緊張感」のような心因的な影響等を判断しているものではない。

イ 以上のことからすると、視野検査に関して「不安感や緊張感」についての判断がなされておらず、文書④は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

## (3) 文書⑤及び文書⑥について

ア 実施機関によると、文書⑤に係る回答書は、平成18年(2006年)1月26日に開催された水俣病に係る行政不服審査請求事件の口頭審理において、実施機関から後日回答することとされた事項を一括して審査庁宛てに報告したものであり、回答書に記載のある「環境、人格等機能的要因」に関して、医学書から当該記載を引用した事実は確認できないとのことであった。

イ 実施機関において、回答書を作成した際に何らかの医学書を引用した事実が確認できないとしている以上、文書⑤及び文書⑥に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯し得る。

## (4) 小括

以上(1)から(3)までのとおり、本件開示請求に係る行政文書が不存在であるとして行われた本件不開示決定は、妥当である。

## 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年（2023年） 1月23日	・ 諮問（第222号）
令和5年（2023年） 10月24日	・ 審議
令和5年（2023年） 11月21日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年） 12月20日	・ 審議

### 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
委 員 朝田とも子  
委 員 甲斐 郁子  
委 員 齊藤 信子  
委 員 関 智弘